平成２４年（フ）第２９３号
長崎県長崎市戸町１丁目５番７―707号
債務者　荒木　一成
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶村　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後０時
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４４号
北海道留萌市堀川町１丁目47番地
債務者　加藤　清勝
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３８号
埼玉県吉川市大字川藤1046番地、住民票上の住所埼玉県草加市長栄町1060番地６
債務者　吉沢　　清
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
奈良県磯城郡田原本町千代1197、住民票上の住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧499番地10
債務者　竹内　勝美（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福嶋　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
岩手県紫波郡矢巾町流通センター南４丁目14番１号
債務者　田屋　冷子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６３号
群馬県伊勢崎市宮子町3363番地
債務者　宮崎喜久雄
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古平　弘樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６４号
群馬県伊勢崎市宮子町3363番地
債務者　宮崎　康江（旧姓細井）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古平　弘樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２７９号
群馬県前橋市六供町1215番地３
債務者　笠原　一則
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤口　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６８号
奈良県北葛城郡上牧町服部台１丁目７番７号
債務者　岡田　清枝
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸城　杏奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５４３号
熊本市東区小峯３丁目９番18号
債務者　福田　淳一
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６２号
岐阜市長良３丁目７番地　ＪＫ　ＣＡＳＴＥＬＬＯ　３Ａ、住民票上の住所岐阜市忠節町２丁目38番地
債務者　長屋　康博
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　博史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５０号
北海道日高郡新ひだか町静内入船町９番地の２
債務者　原崎　博吉
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桶谷　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１０号
長野県千曲市上山田温泉１丁目31番地２、前住所長野県千曲市大字若宮1305番地24
債務者　鈴木　峰子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１１５号
長野県上田市仁古田1526番地、前住所長野県小諸市大字菱平1138番地１　県営住宅丸山団地46―32
債務者　宮澤　芳夫
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第８１号
長野県茅野市玉川1395番地１　レオパレス恵201号
債務者　向井　　浩
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１８９５号
名古屋市南区堤町２丁目10番地　レオパレス21道徳103号
債務者　牧　　初夫
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６７号
三重県鈴鹿市住吉町8224　住吉寮Ｂ棟318号、外国人登録原票記載事項証明書上の住所兵庫県伊丹市森本５丁目95番地３
債務者　山本勇輝こと　陳　　勇輝
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
津地方裁判所破産係